

堺市公共建築物等における
アスベスト含有建材点検・管理マニュアル

令和5年7月
堺市

目 次

はじめに	…P 3
第1章 基本事項	
1-1 マニュアルの位置づけ、構成等	…P 4
1-2 アスベスト含有建材	…P 6
第2章 アスベスト含有建材の管理	
2-1 アスベスト含有建材を把握する	…P 9
2-2 定期的な点検と記録	…P 14
2-3 損傷、劣化等を確認したとき	…P 16
2-4 アスベスト含有建材の調査	…P 17
2-5 アスベスト含有建材の除去、修繕等	…P 19
2-6 情報提供・発信等	…P 20
第3章 解体等工事に係る関係法令について	
3-1 解体等工事の着手にあたり注意すべきこと	…P 22
3-2 特定粉じん排出等作業の完了確認と報告について	…P 22
3-3 労働安全衛生法及び石綿則による規制	…P 23
3-4 大防法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制	…P 23
3-5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による規制	…P 24
3-6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による規制	…P 24
参考資料	…P 25

はじめに

1) 背景

アスベストは、紡績性、抗張力、耐摩擦性、耐熱性などに優れた工業的特性を持ち、一定時期に多量に輸入され建築材料として広く使われてきました。

一方、アスベストの繊維は、極めて細く軽いため空気中に浮遊しやすく、人の肺に入ると 15~40 年の潜伏期間を経て、肺がんや悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがあります。アスベストの暴露による中皮腫、肺がんの発症が社会的問題となり、世界的に使用規制が行われ、現在日本では使用が禁止されています。またアスベスト含有建材について、その重量の 0.1%を超えてアスベストを含有するものが法規制の対象となっています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となります。このため、アスベスト含有建材を使用した建築物に対し、建材の損傷、劣化や解体工事の際にアスベストを飛散させない措置が法令等により定められています。アスベスト含有建材を使用する建築物の老朽化が進行する中、不適切な管理や解体工事によってアスベストを飛散させないよう対策の重点化が必要です。

なお、アスベストを使用していた建築物の解体は、2028 年頃にピークを迎えると予測されています。

2) 建築物管理者の責務

建築物等の管理者は、建築基準法に基づき、建築物や設備を健全な状態に維持するよう努めなければなりません。アスベスト含有建材に関しては、損傷、劣化等により施設利用者や周辺住民にばく露の影響を及ぼす等、いわゆる「衛生上有害な状態」としてはならず、このような管理不全は、民間建築物においては、建築基準法に基づく特定行政庁の是正への指導、助言、あるいは勧告、命令の対象とされています。

市有建築物においても昭和 31 年から平成 17 年頃の間に建築されたものには一般的にアスベスト含有建材が使用されており、施設管理者は現状把握に努め、管理や解体工事において、法令遵守と状況に応じた適切な対応を講じ、模範となる管理を行わなければなりません。市有建築物におけるアスベスト飛散防止は施設管理者の責務です。

このマニュアルは、市有建築物に起因するアスベスト飛散を防止し、市民等が安心して施設利用できるよう、施設管理者が行うべき対応をまとめたものです。

第1章 基本事項

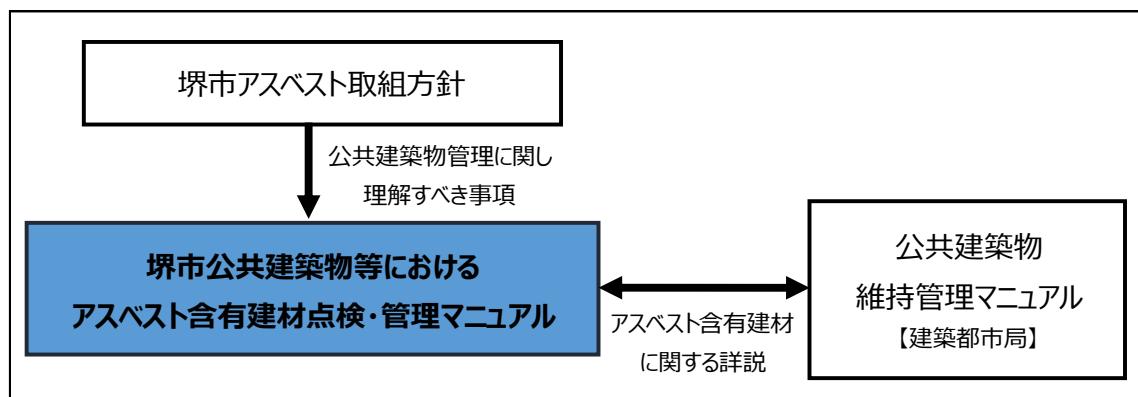
1-1 マニュアルの位置づけ、構成等

1-2 アスベスト含有建材

1-1 マニュアルの位置づけ、構成等

1-1-1 マニュアルの位置づけ

- 「堺市アスベスト取組方針」のうち市有建築物のアスベスト対策に関して、施設管理担当職員が施設管理業務において理解しなければならない事項をマニュアルとしてまとめたもの
- 建築都市局の「公共建築物維持管理マニュアル」の「点検と清掃」中、アスベスト含有建材に関する内容を詳説するもの



1-1-2 用語の定義

- 当マニュアル中で、アスベスト含有建材への対応や対策の動きとして多用する用語について、その用語が示す意味を次のように定義します。

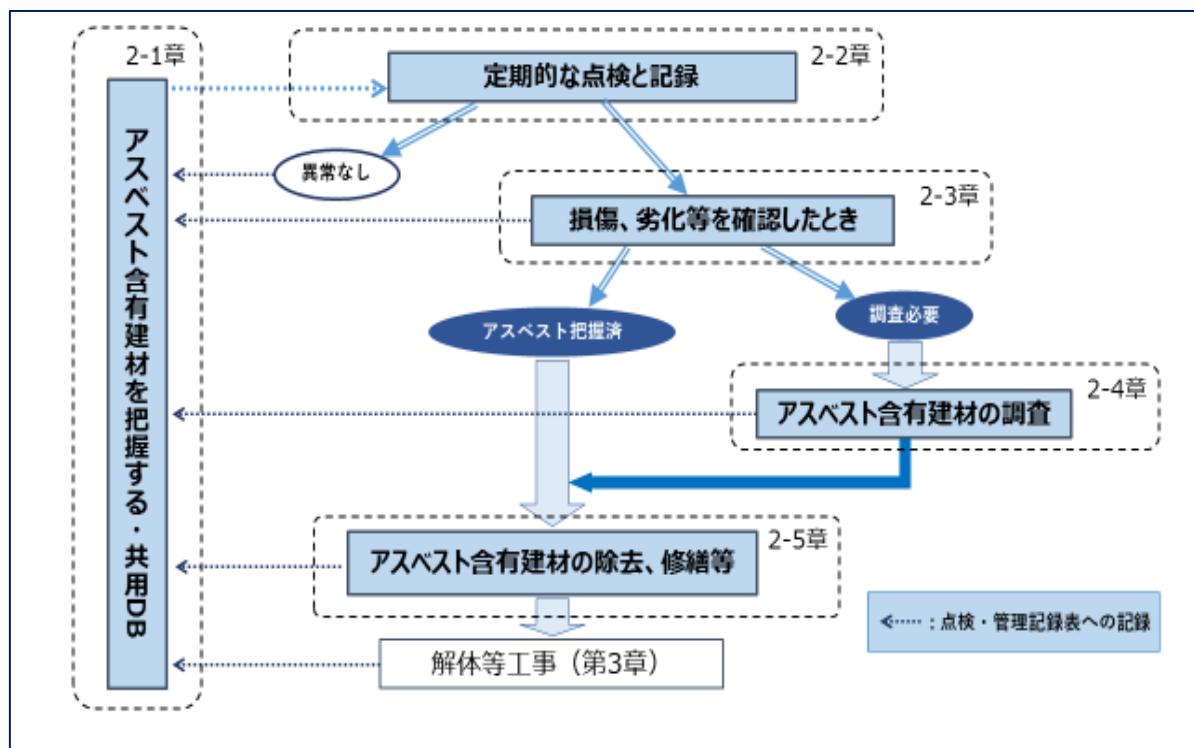
【損傷・劣化等】	アスベスト含有建材が露出したり傷つくなどして、アスベストが飛散するおそれのある不健全な状態を指す
【除去、修繕等】	アスベストの飛散対策としての、除去、囲い込み、封じ込め、取替え等の手法を総称するもの
【応急措置】	アスベスト含有建材の「損傷、劣化等」に対して「除去、修繕等」を行うまでの仮の措置

1-1-3 アスベスト含有建材管理フローとマニュアル構成

○当マニュアル第2章では、アスベスト含有建材の管理を次の5分野に整理しています。

- 2-1 アスベスト含有建材を把握する
- 2-2 定期的な点検と記録
- 2-3 損傷、劣化等を確認したとき
- 2-4 アスベスト含有建材の調査
- 2-5 アスベスト含有建材の除去、修繕等

○管理フローとマニュアル構成の関係



1-2 アスベスト含有建材

1-2-1 アスベスト含有建材のアスベストの飛散性

アスベスト含有建材の区分	通常の使用状態での飛散性	解体・改修等工事などの作業時における飛散性
レベル1 ●吹付けアスベスト	○吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール 露出している場合、通常の使用状況でも飛散性が非常に高く最も注意が必要 ○アスベスト含有バーミキュライト吹付け材、アスベスト含有パーライト吹付け材 合成樹脂やセメント等の結合材により固定されており通常の使用状態では飛散性は低い	最も飛散性が高いとされている
レベル2 ●アスベスト含有断熱材 ●アスベスト含有保温材 ●アスベスト含有耐火被覆材	天井、壁等の仕上げ材で隠蔽されている、保護カバー等に覆われている場合は飛散性低い ただし、著しい破損や著しく劣化した場合、飛散性が高くなるため改修工事等の対策が必要 【煙炎の断熱材】には、建材の種類によっては排熱や外部からの風雨、太陽光により経年劣化が進行しやすく点検や対策に注意が必要 建材の劣化によって飛散性が高くなる前に改修工事等の対策が必要	アスベスト含有率が比較的高く、損傷、劣化等により飛散性が高くなる
レベル3 ●アスベスト含有成形板等	通常の使用状態では飛散性は低いが、著しく損傷、劣化等した場合は飛散性が高くなるため改修工事等の対策が必要	破碎すると飛散性が高くなる
レベル3相当 ●アスベスト含有仕上塗材	通常の使用状態ではレベル3建材と同様に飛散性は低い 著しく破損や劣化した場合はレベル3建材同様の対応が必要	電動工具を用いる場合は飛散性が高くなる

【参考】建築物等の解体、改造、補修（※）におけるレベルによる作業基準・届出（大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、石綿障害予防規則）

※解体、改造、補修時は飛散防止を目的として法令により作業基準や届出が義務付けられています

作業の対象	作業基準	届出
レベル1 ●吹付けアスベスト	かき落とし、切断、破碎により除去または封じ込め、囲い込みを行う場合 ・作業場の隔離 ・前室の設置	
レベル2 ●アスベスト含有断熱材 ●アスベスト含有保温材 ●アスベスト含有耐火被覆材	集じん、排気装置の設置、正常稼働の確認 ・作業場、前室の負圧維持の確認 ・隔離養生解体前の清掃や特定粉じんの処理、飛散のおそれのないことの確認 ・薬液等による湿潤化 ・除去部分への薬液散布 ・排出水の処理（府条例）	原則、全ての工事について大防法、石綿則の届出が必要
レベル2 ●アスベスト含有断熱材 ●アスベスト含有保温材 ●アスベスト含有耐火被覆材	かき落とし、切断、破碎以外の方法で除去する場合 ・除去を行う部分の周辺養生 ・薬液等による湿潤化 ・隔離養生解体前の清掃や特定粉じんの処理 ・除去部分への薬液散布 ・排出水の処理（府条例）	原則、全ての工事について大防法、石綿則の届出が必要
レベル3 ●アスベスト含有成形板等	・原型のまま取り外し ・ケイカル板第1種の除去で切断、破碎を伴う場合は、除去を行う部分の周辺隔離養生（負圧不要） ・養生解体前の清掃や特定粉じんの処理 ・飛散防止幕の設置（府条例） ・除去後のアスベスト含有成形板等の破碎の回避（府条例） ・排出水の処理（府条例）	アスベスト含有成形板の使用面積1,000m ² 以上の場合は、府条例の届出が必要
レベル3相当 ●アスベスト含有仕上塗材	・薬液等による湿潤化 ・電気工具を用いて除去する際の周辺隔離養生（負圧不要） ・養生解体前の清掃や特定粉じんの処理 ・排出水の処理（府条例） ・飛散防止幕の設置（府条例）	アスベスト含有仕上塗材の使用面積1,000m ² 以上の場合は、府条例の届出が必要

1-2-2 アスベスト含有建材と使用場所

国土交通省「目で見るアスベスト建材(第2版)」(平成20年3月)より

レベル1	<p>●吹付けアスベスト</p> <p>○吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール 鉄骨造建築物の柱や梁等、鉄骨部分に耐火被覆を目的として吹付け材として使用されています。また、建築物の天井、壁等に吸音、断熱を目的として使用されています</p>
	 
●アスベスト含有バーミキュライト吹付け材、アスベスト含有パーライト吹付け材 主に内外装の仕上材として使用されます。下地調整材にもアスベストが含まれている場合があります	 
レベル2	<p>●アスベスト含有断熱材 ボイラーや冷温水発生器の排気用の煙突の断熱材として、煙道部分に使用されています</p>
	
<p>●アスベスト含有保温材 設備配管の主にエルボ部分に保温材として使用されています</p>	
<p>●アスベスト含有耐火被覆材 鉄骨造建築物の柱や梁等の鉄骨部分に耐火被覆を目的とし、ボード状の貼付け材として使用されています</p>	

レベル3

●アスベスト含有成形板等

主に内装材や屋根、外壁など外装材として使用されます。下地調整材にも含まれている場合があります。



アスベスト含有ケイ酸カルシウム板（一種）（天井仕上材）



アスベスト含有石膏ボード（天井仕上材）



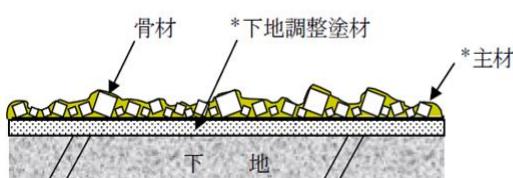
アスベスト含有ビニル床タイル（床仕上げ材）



アスベスト含有スレート波板（外壁仕上げ材）

レベル3相当

●アスベスト含有仕上塗材



アスベスト含有建築用仕上塗材（外壁等の仕上材） *はアスベスト含有の可能性がある材料

国立研究開発法人建築研究所日本建築仕上材工業会「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」（平成28年4月）より

第2章 アスベスト含有建材の管理

- 2-1 アスベスト含有建材を把握する
- 2-2 定期的な点検と記録
- 2-3 損傷、劣化等を確認したとき
- 2-4 アスベスト含有建材の調査
- 2-5 アスベスト含有建材の除去、修繕等
- 2-6 情報提供・発信等

2-1 アスベスト含有建材を把握する

2-1-1 本市におけるアスベスト含有建材の把握

■レベル1

- ・本市では、全施設調査により、設計図書および目視確認できる範囲のレベル1アスベスト含有建材は基本的に全て把握し、対応方針を定めています。
- ・本市ではレベル1含有建材は除去を原則としているため「みなし含有」として管理は行いません。
- ・施設管理を通じて新たなレベル1アスベスト含有建材が疑われ、分析調査等によりレベル1と確認された場合は共用データベースに登録し、適切な対策と管理を行います。

《レベル1アスベスト含有建材使用を把握している施設・調査結果》 R5.4月現在

確認年度	施設名	所管課	使用箇所	対策
ま令 で和 に2 公年 表度 末	泉北水再生センター	三宝水再生センター 水運用管理課 住宅改良課 中央図書館総務課	汚泥棟電気室の天井	囲い込み済
	小平尾浄水場		ポンプ室の壁及び天井	封じ込め済・R5年5月現在撤去工事中（R5年8月完了予定）
	塙六回地1棟		搭屋につながる階段裏	封じ込め済
	中央図書館		2階閲覧室の外壁パネル内側	囲い込み済
公令 表和 3年 度新 たに	東雲公園予定地内建築物	公園監理課 大浜公園事務所 学校施設課	屋根裏及び屋根軒	外部露出部除去済・建物除去を検討
	日置荘小学校		体育館3階フロアの天井裏	使用中止・R5年度除去予定
	登美丘西小学校		体育館3階フロアの天井裏	使用中止・除去予定
	八田荘小学校		体育館3階フロアの天井裏	使用中止・除去予定
	福泉小学校		体育館3階フロアの天井裏	使用中止・除去予定
調令 査和 で3 判年 明度 再	石津水再生センター	三宝水再生センター	管理棟書庫の天井	立入禁止・除去予定
	泉北水再生センター		上水タンク庫の内壁	立入禁止・除去予定
	七道作業所B棟	住宅管理課	陸屋根デッキフレート	関係者以外立入禁止・R5年度除去予定
	百舌鳥支援学校（分校）	学校施設課	1階階段室の壁及び天井	関係者以外立入禁止・R6年度除去予定
	鳳南小学校		北校舎西側階段室の屋上階窓上部	囲い込み済

■レベル 2

【機械室・煙突断熱材】

- ・機械室はL2 建材が多用されていること、また煙突のアスベスト含有断熱材（L2）は損傷、劣化等によりアスベストの飛散性が高まるおそれがあることから、本市では機械室、煙突について場所を把握し、重要な点検箇所と位置付けることとします。
- ・煙突については、調査によりアスベスト含有を把握し、除去や解体等の対策を位置付けます。

【その他の建材】

- ・建設・改修時期を基に「みなし含有」による管理が基本となります。
- ・施設管理を通じてアスベスト含有を把握したものは、共用データベースの「点検・管理記録表」に記録し、分析資料等を所管課において保存します。
- ・アスベスト含有の確認は、設計図書、試料分析によることを基本とします。

《アスベスト含有断熱材使用を確認している施設の煙突・調査結果》

含有が判明した使用中煙突のある施設	所管課	分析調査年度	対策方針
本庁舎 高層館	総務課	H30年度	・定期的に点検を行い、適切に管理する
金岡公園体育館 自家発電用	スポーツ施設課	H30年度	・R3年度に技術的検討の事前調査を実施 ・R4年度に工法検討し、改修を計画
金岡公園体育館 空調用	スポーツ施設課	H30年度	
北老人福祉センター	長寿支援課	H30年度	・R6年度末入浴事業の廃止予定に伴い、R7年度以降は煙突使用を中止し囲い込み等の対策を予定
堺老人福祉センター	長寿支援課	H30年度	
布袋温泉	長寿支援課	H29年度	・R6年度末までに改修工事時期を検討し、R7年度以降に実施する予定 ・施設共用中は半年に1回程度、目視点検を実施
浜寺下水ポンプ場	三宝水再生センター	H29年度	・R2年度から煙突を切り替えながら改修中、R5年度工事完了予定

■レベル 3

- ・建設・改修時期を基に「みなし含有」による管理が基本となります。
- ・施設管理によるアスベスト把握情報は、共用データベースの「点検・管理記録表」に記録し、分析資料等を所管課において保存します。
- ・アスベスト含有の確認は、図面、目視による品番、製造番号、アスベストマークによることを基本とします。

◇「みなし含有」について

解体・改修等の事前調査の際、書面・目視調査でアスベスト含有建材の使用有無が明らかとならなかった場合に、大防法、石綿則等関係法令に基づく措置を講じるときは、分析調査を行わずにアスベスト含有建材が使用されているものとみなすことができます。（大防法施行規則第16条の5 第1項第2号、及び石綿則第3条第4項）

2-1-2 共用データベース

○共用データベースは施設管理者に新たな作業を求めるものではなく、アスベスト含有建材の点検方法、および管理（点検、調査、分析、修繕、除去等）履歴の記録方法を庁内統一することにより、担当者異動等に対しても管理水準を保ち、また庁内水準を均質化し確実な管理につなげるものです。

■データベースの構成

- | | |
|----------------|--|
| »»データベースへのアクセス | …府内HP・環境保全部HPにリンクがあります。（データは環境共生課共有フォルダ） |
| ■市有建築物対策部会フォルダ | …府内の統括を目的として、市有建築物対策部会が管理するデータフォルダです |
| ■当該年度フォルダ | ●「各局フォルダ」を格納します …局ごとのフォルダに下のデータファイルを格納します
「財産台帳システム一覧」（Excel）…局毎に1ファイル
「点検・管理記録表」（Excel）…課毎に1ファイル、施設（棟）毎に1シートの構成です |

■各局フォルダの年度更新

> 環境共生課において作業します

- ・年度毎に、すべての各局フォルダのデータを環境共生課が環境共生課共有フォルダに年度データとして保存します
- ・毎年5月頃に次の要領で当該年度のファイルを当該年度の各局フォルダに準備します
 - >「財産台帳システム一覧」は環境共生課が当該年度分を準備します（公有財産台帳システム登録データと照合のうえ）
 - >「点検・管理記録表」は各所属が前年度のデータファイルからコピー等して準備します

■局フォルダの管理

> 各局に管理責任者を定めます

- ・局フォルダは当該局が管理し、局総務担当課の課長を基本に管理責任者を定めます
- ・局の施設管理体制に適した管理責任者（管理職）とすることもできます
- ・局フォルダの管理責任者は、環境共生課からの照会により選定し報告してください

■財産台帳システム一覧（Excel）

> 各施設管理者、各局の管理責任者所属の課において入力します

- 対象把握漏れ防止のため公有財産台帳システム（※）の財産データ一覧から対象を把握します（※上下水道局は財産管理システム）
- 公有財産台帳システムデータを元に局毎にまとめた「財産台帳システム一覧」（Excel）をそれぞれの局フォルダに保管します
- 対象施設は各局において次の条件により特定・把握します
 - ・建築年月日が2007.3.31までの施設が対象です（2006年9月で0.1%を超えるアスベスト使用が禁止されたため）
 - ・建築年月日不明の場合は調査し「財産台帳システム一覧」「公有財産台帳システム」両方の空欄に記入します
 - ・調査しても分からない場合は空欄に「2007.3.31」と記入しアスベスト含有ありとみなしで管理します（注）
（注）財産活用課の公有財産台帳システムのデータは触らないこと

- 「財産台帳システム一覧」には次の役割・機能があります

- ①アスベスト含有建材を管理すべき対象（上記）の特定
- ②R3～4年度の再調査によるレベル1有無の根拠データの認識
- ③点検の結果、対処を要する状態（下記）が新たに確認された際等の報告
 - ・対策が必要な損傷、劣化等が確認された場合
 - ・調査分析により「みなし含有」部分にアスベスト含有が判明したとき
 - ・アスベスト含有建材に対し、除去、修繕、囲い込み等の対策、また施設の除却等を行った場合

■点検・管理記録表（Excel）

> 各所属において入力します

- ・「財産台帳システム一覧」から特定した管理対象施設について所属毎に作成します（詳細は【2-2-2 点検・管理記録表】参照）

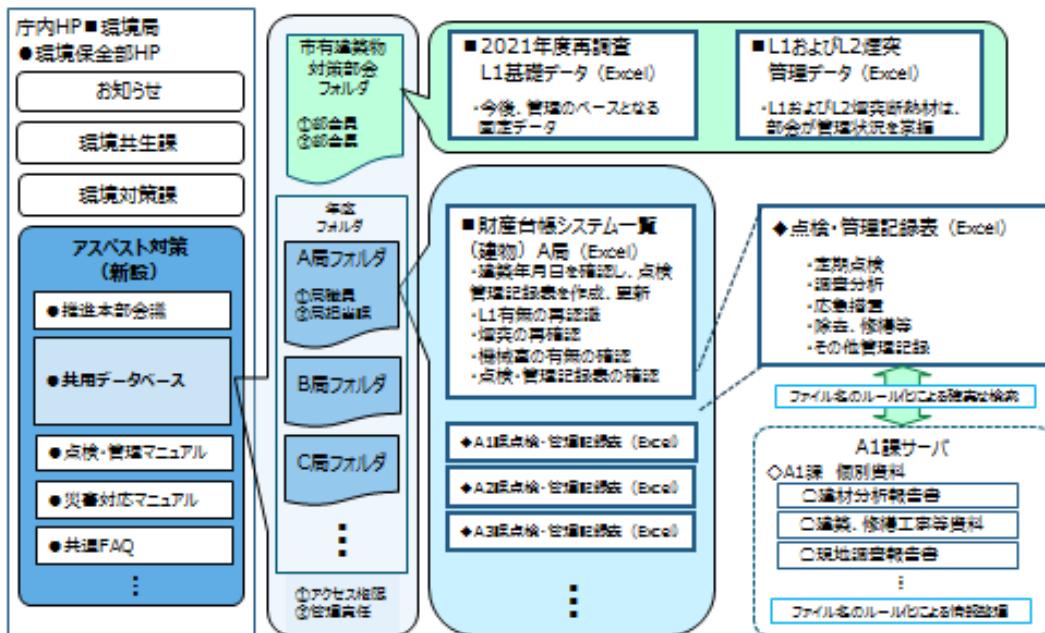
□その他個別のデータファイル

- ・建築当時の設計図書、アスベストの調査分析報告書、現地調査書等の個別資料は、各所属の共有フォルダに保存します
- ・PDF、Excel等、データ形式はフリーですが、ルールに従ったファイル名称とし、誰でも一律に検索できるようにします

- ファイル名ルール »「資料名_所属コード_所属名_財産番号_財産名称_棟番号_棟用途_資料附番」（拡張子）

建材分析報告書	100210000_環境共生課	115117_自動車排出ガス測定局中環石原局	1_自動車排出ガス測定	1_.pdf (.xlsx / .docxなど)
↑ 資料名称	↑ 所属コード_所属名	↑ 財産番号_財産名称	↑ 棟番号_棟用途	↑ 資料附番 ※資料が複数ある場合

共用データベースの構成



局フォルダ内データファイル例



■共用データベースの運用

□構成イメージ「市内HP ■環境局 ■環境保全部」→「●共用データベース」→「2023年度」→「10環境局」

- イメージ 共用データベース
- 市有建築物対策部会
- 2022年（直近2年分は残す）
- 01市長公室
- 02危機管理室
- 03秘書局
- 04ICT/イバーション推進室
- 05財政局
- 06市民人権局
- 07文化観光局
- 08環境局
- 09健康福祉局
- 10市政改革推進室
- 11子ども青少年局
- 12産業振興局
- 13県北ニューデザイン推進室

施設を持つ所轄課単位で作成

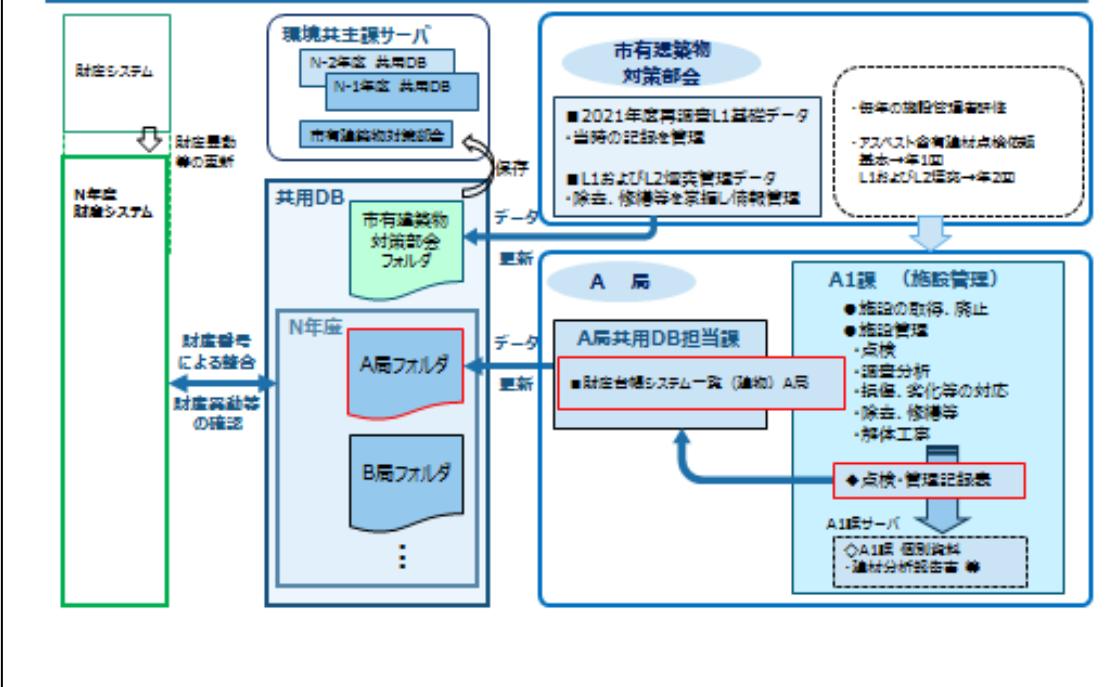
確認記録表の情報を集約するデータ

- 財産台帳システム一覧（建物）環境局.xlsx
- 点検・管理記録表100110000_環境政策課.xlsx
- 点検・管理記録表100130000_環境エネルギー課.xlsx
- 点検・管理記録表100210000_環境共生課.xlsx
- 点検・管理記録表100240000_環境対策課.xlsx
- 点検・管理記録表100603000_資源循環推進課.xlsx
- 点検・管理記録表100607000_環境業務課.xlsx
- 点検・管理記録表100640000_環境監査課.xlsx
- 点検・管理記録表100652000_クリーンセンター管理課.xlsx
- 点検・管理記録表100657000_東工場.xlsx
- 点検・管理記録表100662000_浄化ステーション.xlsx
- 点検・管理記録表100675000_環境事業所.xlsx
- 点検・管理記録表の構造・詳細データは所轄課サーバーで保管.txt

全職員がデータの閲覧はできる
環境部職員はデータの作成・更新ができる

点検・管理記録表の内容は
所轄課サーバーに保管するアスベスト点検・
調査の情報と統合させてください

共用データベース運用イメージ



財産台帳システム一覧（建物）について



確認したデータのため、修正しません

建物年月日が空白欄（赤セル）のみ入力してください
建物年月日が不明な場合は全て2007/3/31としますが、財産台帳の登録はしないでください

建物年月日が2007/3/31以前のみ取り扱いを原則としています

2-2 定期的な点検と記録

2-2-1 定期的な点検

○定期的な点検により、アスベスト含有建材の点検結果を「点検・管理記録表」に記録します。

- ・L2 建材を多用している機械室は重点的に確認します。
- ・定期点検の他、損傷、劣化部位等は必要に応じ随時点検し状態を確認します。

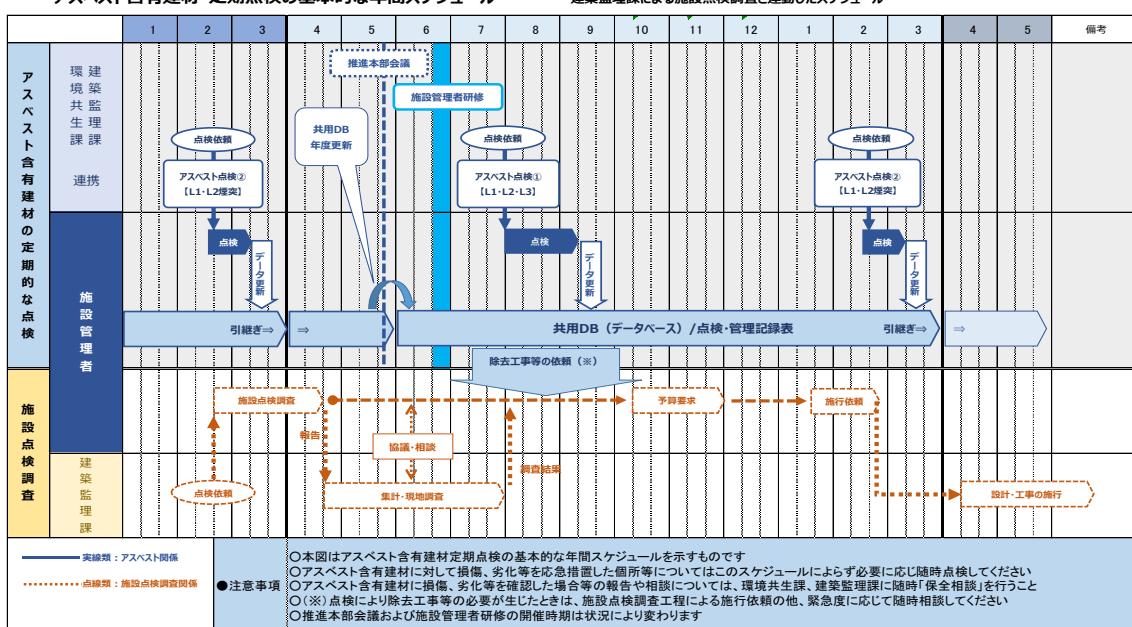
アスベスト含有建材・点検要領

●点検方法	目 視		
●点検頻度	定期点検	環境共生課から文書で依頼	
		定期点検1 毎年8月頃	定期点検2 毎年2月頃
		●全てのアスベスト含有建材	○ -
		●レベル1およびレベル2煙突断熱材	○ ○
そ の 他	点検頻度は上記以上とし、建材劣化状況や施設利用状況により各施設管理者で適宜判断のこと		
●「みなし含有」による管理	レベル2（煙突）以外とレベル3は「みなし含有」による管理を基本とし、施設運用の状況により建材分析を行うこと		

○例年の建築都市局の施設点検調査とも連動し、施設点検の一環として環境共生課からの点検依頼により実施します。

アスベスト含有建材・定期点検の基本的な年間スケジュール

…建築監理課による施設点検調査と連動したスケジュール



○点検ではアスベスト含有建材に下表のような損傷、劣化等がないかを確認します。

・損傷、劣化等を確認したときは適切に対応します。 ⇒【2-3 損傷、劣化等を確認したとき】

損傷の状態	劣化の状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ひびや割れが生じている ・穴が開いている ・ひっかき傷がある ・配管などが折れ、配管保温材がむき出しになっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面が毛羽立っている ・雨漏りなどにより変色し、崩れている ・塗材が下地と離れている ・周囲にかけらが落ちており、崩れやすくなっている

2-2-2 点検・管理記録表

- 点検・管理記録表は、共用データベースの局フォルダに所属毎の Excel ファイルとして格納します。
 - ・1 施設（棟）につき 1 シートです。（財産台帳の 1 つの財産番号に複数棟がある場合は棟毎）

- 点検・管理記録表への記録は次の場合同様に行います。

- ・定期点検を行ったとき、また定期点検以外に任意の点検を行ったとき
- ・損傷、劣化等を確認したとき、また建材分析調査や除去、修繕等を行ったとき

- 点検・管理記録表は次のように行・列の追加を行い運用します。

- ・点検の度に一番上の行の前に行を追加挿入し、点検結果を蓄積していきます。
- ・機械室がある場合は「機械室」列を設け、分析でアスベスト含有建材が確認されている場合、「みなし含有」として管理する場合、のいずれの場合も重点的に点検します。
- ・「みなし含有」として管理する部分で損傷、劣化等を確認した場合は、「みなし含有として管理する部分」に列を追加挿入し、以後、その列で損傷、劣化等の点検経過等を管理します。
- ・「みなし含有」として管理する部分で調査分析によりアスベスト含有建材が確認された場合は、「アスベスト含有建材と判明し管理する部分」に列を追加し、以後アスベスト含有建材として、その列で損傷、劣化等の点検経過等を管理します。
- ・レベル 1 建材は、除去、修繕、解体撤去等の対策情報を該当欄に記録します。

所管部	環境局/環境保全部	○「堺市公共建築物におけるアスベスト含有建材点検・管理マニュアル」P13「(4) 定期的な点検と記録」を参照 ○点検方法：目視 ○点検頻度：レベル1及びレベル2（煙突）⇒年2回 レベル2（煙突以外）及びレベル3 ⇒年1回（基本） ※点検頻度は上記以上とし、建材劣化状況や施設利用状況により各施設管理者で適宜判断のこと ○レベル2（煙突以外）とレベル3は「みなし含有」による管理を基本とし、施設運営の状況により建材分析を行うこと ○建設当時の図面等でアスベスト含有建材使用の疑いがあり、かつ点検口等がなく点検できない場合は「点検未実施」と記録のこと ○施設管理者が変更となる場合、この情報を必ず引き継ぎること				
所管課	環境事業管理課					
所管課コード	100607000					
財産番号	600102					
財産名称	堺駅前南口公衆便所					
棟番号	1					
棟用途	便所					
構造	鉄筋コンクリート造					
階層	平家建					
屋根						
建築年月日	2007/3/31					
<input type="checkbox"/> 定期点検1：すべての建材 <input type="checkbox"/> 定期点検2：レベル1及びレベル2（煙突）		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「みなし含有」部分に損傷、劣化等を確認毎に列を挿入追加</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #e0f2e0;">「アスベスト含有」が判明毎に列を追加</div>				
建材の場所 ⇒		右記以外	(損傷劣化等を確認した部分)	機械室 天井	外壁	①場所 ②建材名 ③建材のレベル ④レベル1の対策情報
定期点検区分	点検日	みなし含有		吹付けロックウール (レベル1)	吹付けリシン (レベル3)	⑤点検実施毎に行を挿入追加
				H17.12封じ込め済み R6除去予定		
○	R6.2.16			劣化なし		⑥点検実施毎に行を挿入追加
	R5.11.20				剥離箇所を除去し補修	
○	R5.7.14			劣化なし	一部剥離	⑦点検実施毎に行を挿入追加
	R5.7.4	異常なし			異常なし	
○	R5.6.4			一部当て傷 脆弱部除去し補修	剥離箇所を除去し補修	⑧点検実施毎に行を挿入追加
	R5.4.5			劣化なし	一部剥離	
○	R5.3.15				剥離箇所を除去し補修	⑨点検実施毎に行を挿入追加
	R5.1.5				一部剥離	
○	R4.11.5	異常なし		劣化なし		

2-3 損傷、劣化等を確認したとき

○定期点検で損傷、劣化等を確認したときは、「点検・管理記録表」に記録し、除去、修繕等を検討します。

- ・不明な点は、定期的な点検時以外でも隨時、環境共生課、建築監理課に協議、相談してください。

○損傷、劣化等を確認し、対応する場合にはリスクを想定してください。

- ・「アスベストの飛散リスク」「不適切対応等の管理不全リスク」「手続きミス等の法令違反リスク」の発生等が想定されますので、各方面への注意を怠らないこと。

- ・特に、施設の点検・管理の一環として現場で即時対応する応急措置や軽作業でも、事前調査が必要になるなど法の規制対象となる場合が多いので注意を要します。【第3章 参照】

- ・「特定粉じん排出等作業」に該当する場合は、作業規模による届出の有無にかかわらず、法に規定する作業基準の遵守が必要です。

- ・不明な点は、環境共生課、建築監理課に相談してください。

【参考】特定粉じん排出等作業について

- ・「特定粉じん排出等作業」…アスベスト含有建材が使用されている建築物等の「解体」「改造」「補修」の作業
- ・「解体」 →建築物等を取り壊す行為
- ・「改造」「補修」 →解体以外の建築物等の一部に手を加える行為全般
- ・調査のための少量のサンプリングの場合は特定粉じん排出等作業には該当しないが、この場合も作業基準への配慮が必要

○除去、修繕等を行うまで時間の猶予がとれる状況であれば、環境共生課、建築監理課に相談し、年間スケジュールに従って対応します。

- ・除去、修繕等を行うまでの応急措置についても、環境共生課、建築監理課に相談してください。

○損傷、劣化等個所に脱落、落下、転倒等のおそれがある場合、また継続使用により損傷、劣化等の進行が懸念される場合等は、応急措置を講じ、速やかに専門業者による適切な措置が必要です。

- ・アスベスト含有建材に触れる作業を行う場合は、応急措置であっても事前調査が必要になるなど法の規制対象となる場合が多いので、前述のとおり、法令違反リスクに細心の注意を払ってください。【第3章 参照】

- ・損傷、劣化等の状況が酷く、落下、飛散のおそれがある場合は、影響エリアへの対応を行います。

- ・影響エリアへの対応は、施設の状況に応じ、立入禁止、施設利用禁止等必要な対応を行います。

- ・なお、応急措置等アスベストへの作業は、有資格者（石綿作業主任者）が必要です。（石綿則）

2-4 アスベスト含有建材の調査

2-4-1 調査が必要な場合

○アスベスト含有建材の調査は次の場合等に行います。

①解体等工事の際の法令に基づく事前調査の場合

②全庁的に一律に調査する場合

③劣化、損傷等への対応として確認が必要な場合

・施設管理上で対象とするアスベスト含有建材の調査は主として③のケースとなります。このような調査が必要となるケースは、リスクにつながる可能性が高い状態と考えられますので、必ず環境共生課アスベスト対策・調整担当に事前に報告してください。

○本市では、レベル1に関しては全庁調査を行い、調査結果、判定根拠を共有データベースに局区毎に保管しています。⇒【2-2 共用データベース】

○レベル2、3に関しては、全庁一律の調査によらず、調査結果を共用データベースの「点検・管理記録表」に記録し、調査データ等は各所管において保存します。

・第2章に示すとおり、施設管理者は建築年度に基づく認識、すなわちアスベストが使用された年代の建築物ではアスベスト含有建材が有るものとして（みなし含有）施設管理にあたってください。

○改正大防法の施行によりR5.10.1から、建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際の事前調査は、有資格者による調査が義務付けられています。

→【3-1 解体等工事の着手にあたり注意すべきこと】

○損傷、劣化等への対応としてアスベスト含有の調査が必要となった場合は、環境共生課アスベスト対策・調整担当に事前に報告のうえ調査を行ってください。

2-4-2 調査の方法

1) 施設の図面や工事書類及び目視による調査

○図面や工事書類により以下の内容を確認します。

・材料の仕様の確認 材料名、商品名、型番、製造番号、アスベストマーク、および製造業者確認

・製造年代の確認

○下記のウェブサイトでアスベスト含有建材かどうかを調べます。

・石綿（アスベスト）含有建材データベース（外部リンク）

URL : <http://www.asbestos-database.jp/> : 国土交通省及び経済産業省

・アスベスト含有塗材情報（外部リンク）

URL : <https://www.nsk-web.org/asubesuto/index.html> : 日本建築仕上材工業会

- ウェブサイトで確認できなかった場合は、直接、製造メーカー等に確認します。
- 施設の図面や工事書類に記載のない箇所についても、目視による調査は必要です。
 - ・目視調査では、調査個所によってはアスベストばく露の危険性もあることから、防塵マスクを着用する等、必ずばく露防止を行ってください。

2) 分析調査

- アスベスト含有の有無が図面や工事関係書類により確認できないときは、専門の分析機関による調査が必要となります。
 - ・分析はJISに定められた方法（市有建築物に限りJIS1481-1を推奨）で行います。
 - ・検体採取方法によっては法令手続が必要ですので注意してください。

3) アスベスト「なし」の判断

- アスベスト含有「なし」と判断できる場合とは、次のいずれかの場合です。
 - ・建材の種類（例 ガラス、金属、木材等）から含有しないと認められる場合
 - ・製品名等を基にメーカーによる証明・公開情報等で含有しないと認められる場合
 - ・分析調査の結果、含有していないと判定された場合
- 注）製造・販売終了後、数年間は在庫品が紛れて使用されている可能性がありますので、建設年代が製造・販売時期から外れているというだけでアスベストの有無を判別できない場合もあります。本市では、確実を期すため、建設工事着手日が建材の製造終了後2年を経過している場合にアスベスト含有「なし」と判断することとします。建設工事着手日が不明で財産台帳の登録日により判断する場合は、製造年月日より4年を経過している場合とします。

2-5 アスベスト含有建材の除去、修繕等

○レベル1アスベスト含有建材について、本市では、除去を基本とし、除去しがたい場合は囲い込み、封じ込めを行います。

・レベル1アスベスト含有建材を使用する市有建築物は、基本的には調査によりすべて把握されており除去等の対策方針が決められています。

・これまでの把握個所以外で新たにレベル1アスベストが確認された場合は、除去を基本とし、除去しがたい場合は囲い込み、封じ込めを検討、計画します。このような場合は必ず環境共生課アスベスト対策・調整担当に報告してください。

○アスベスト含有建材の除去、修繕等は、定期的な点検等により損傷、劣化等を確認した場合に、状況に応じて検討、計画します。 →【2-2 定期的な点検と記録】

・応急措置で対応できる場合は対応し、注意して経過を点検しますが、損傷、劣化等が著しい場合は除去、修繕等を計画します。 →【2-3 損傷、劣化等を確認したとき】

○建築監理課への施行依頼によらず除去、修繕等を行う場合、例えば施設管理者が少額随契工事等で対応する場合や点検・管理の一環として小修繕する場合等は、特にリスクの想定が必要です。

→【2-3 損傷、劣化等を確認したとき】【第3章 参照】

・事前調査の実施、作業の届出、作業基準の遵守等について、法令違反リスク防止の注意が必要です。

・事前調査について、改正大防法の施行によりR5.10.1から、建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際の事前調査は、有資格者による調査が義務付けられています

→【3-1 解体等工事の着手にあたり注意すべきこと】

・アスベストへの作業は、有資格者（石綿作業主任者）が必要です。（石綿則）

・アスベスト含有建材を廃棄する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に廃棄手続を実施する必要があります。

・不明な点は、環境共生課、環境対策課に相談してください。

○解体等工事に係る届出等に関しては、「第3章 解体等工事に係る関係法令について」を参照

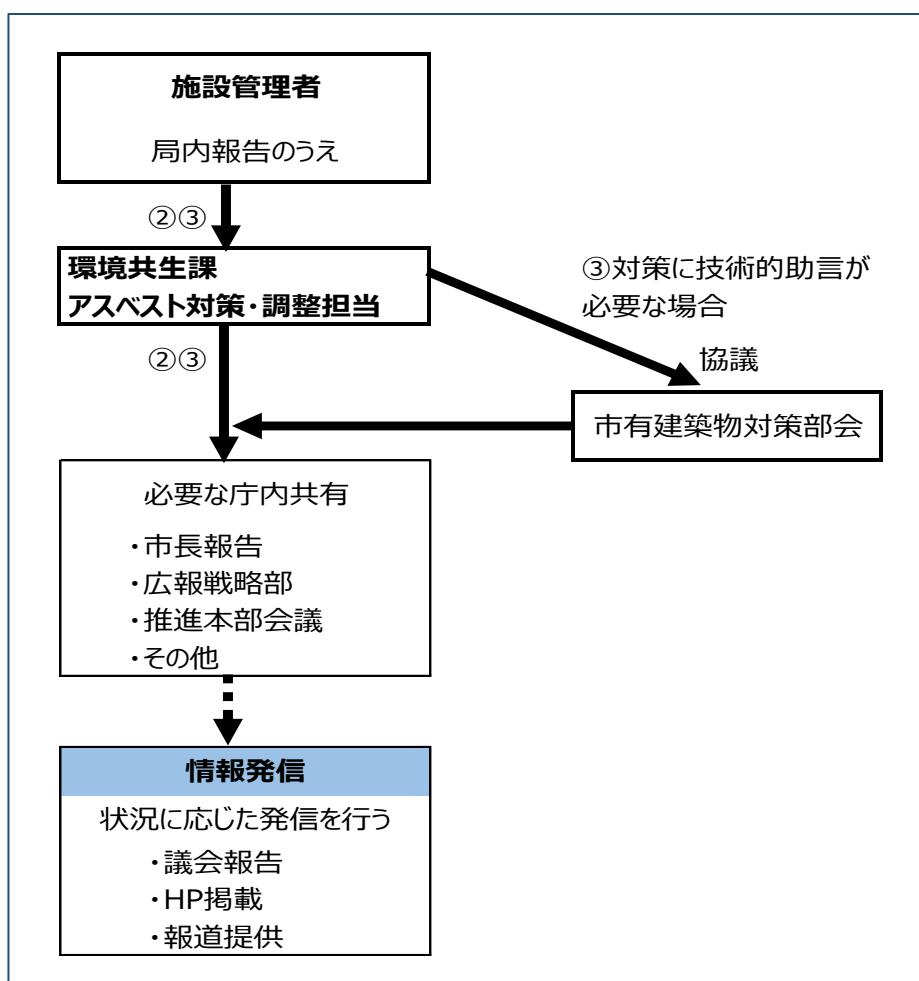
2-6 情報提供・発信等

○アスベスト含有建材に起因して施設利用者等への影響が懸念される事案に関しては、的確な情報発信が必要です。情報発信には次のケースが想定されます。

- ① 現にレベル 1 を使用している施設、レベル 2 煙突断熱材を使用している施設 →既に HP 公表
- ② 新たにレベル 1 の使用、レベル 2 煙突断熱材の使用が確認されたとき
- ③ アスベスト含有建材の著しい損傷、劣化等によりアスベストの飛散が懸念される場合

○特に③のケースで人が立ち入る施設等の場合は、施設利用者等への影響を与えないよう、迅速な情報発信が必要です。

○情報提供・発信フロー



第3章 解体等工事に係る関係法令について

- 3-1 解体等工事の着手にあたり注意すべきこと
- 3-2 特定粉じん排出等作業の完了確認と報告について
- 3-3 労働安全衛生法及び石綿則による規制
- 3-4 大防法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制
- 3-5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による規制
- 3-6 廃掃法による規制

アスベスト含有建材を使用した建築物の解体等の届出に係る法令等の規定

根拠法令等・条項		届出名称	届出先	期限	届出義務者
労働安全衛生法	第88条第3項 労働安全衛生規則第90条、91条	建設工事計画届	労働基準監督署	14日前	事業者
	石綿障害予防規則第4条の2	事前調査の結果等		作業前	
大気汚染防止法	第18条の15第6項	事前調査の結果の報告	堺市	作業前 事前調査後遅滞なく	元請業者
	第18条の17第1項	特定粉じん排出等作業実施届出書		14日前	
府条例	第40条の7第1項	特定粉じん排出等作業実施届出書			発注者
	第40条の8第1項	石綿濃度測定計画届出書			
建設リサイクル法	第10条第1項	届出書、分別解体等計画書	堺市	7日前	工事発注者又は自主施工者
建築基準法	第15条第1項	建築物除却届	堺市	解体工事を行う前まで	建築主又は施工者
廃掃法	第12条の2	特別管理産業廃棄物の運搬、処分、保管等に関する規制			

3-1 解体等工事の着手にあたり注意すべきこと

法規制の概要(大気汚染防止法等)	施設管理者 ポイント
①建築物等の解体等工事（解体、改修、補修）の際は、元請業者は事前調査を行うことが必要（注）施設管理における小修繕も対象	建築時期、作業規模に関わらず、全ての作業に事前調査が義務付け（建築年月日調査も事前調査）
②アスベスト使用年代に建築されたものは、有資格者による事前調査が義務付け	書面等でアスベスト使用時期以外の建築と確認された場合のみ、有資格者でなくてよい
③元請業者は、事前調査結果について発注者への説明、また規制庁（堺市の場合は堺市環境対策課）への報告が必要	解体建屋の延べ床面積の合計80m ² 以上または作業にかかる契約金額の合計100万円以上の作業が報告の対象
④事前調査によりアスベスト含有建材（「特定建築材料」）が確認されると「特定工事となる」	
⑤発注者は、「特定粉じん排出等作業」の実施の届出が必要	・レベル1、レベル2は原則全ての工事が届出対象 ・レベル3は使用面積1,000m ² 以上が届出対象（府条例）

○R 2.6.5 公布の大気汚染防止法の一部を改正する法律により、R5.10.1 から、建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事（以下「解体等工事」）の際の事前調査は、有資格者による調査が義務付けられています。受注者等への指導を含め、法令違反しないよう注意が必要です。

○有資格者 一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者、義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

○対 象 H18.8.31 までに着工した全ての建築物（建築設備を含む）の解体等工事

○注意点

- ・事前調査は、従前から全ての建築物（建築設備を含む）の解体等工事に義務化されています。R5.10.1 の法施行により有資格者による調査が新たに義務付けされます。
- ・事前調査は、建築年代、アスベスト使用の有無、作業規模にかかわらず全ての解体等工事で義務化されています。このうち、アスベスト使用年代の建築物（建築設備を含む）（H18.8.31 までの着工）では有資格者による事前調査が義務付けされます。
- ・特に、日常点検・管理の一環として修繕を行う場合等の手続きミスに注意してください。

○元請業者は、発注者に対し、事前調査書面を交付して事前調査結果を報告することが義務付けられています。
→【参考資料】に様式例を掲載

3-2 特定粉じん排出等作業の完了確認と報告について

○元請業者は、特定粉じん排出等作業が終了したときは、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告する必要があります
→【参考資料】に様式例を掲載

3-3 労働安全衛生法及び石綿則による規制

○所管部局 …堺労働基準監督署 安全衛生課 電話番号：072-238-3831（ダイヤルイン）

○概要

- ・解体・改修等工事を実施するにあたって、大防法と同様にアスベスト含有建材の有無についての「事前調査」や、アスベスト含有建材の除去に係る作業基準の遵守、および一定要件を満たすアスベスト含有建材の除去に係る「届出」が石綿則により義務付けられています。
- ・ただし、届出者や届出の要件、作業基準及び必要とされる資格など、石綿則独自で規定されている項目もあるため、留意してください。

○参考資料

◆石綿パンフレット等

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html 所管：厚生労働省

◆建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（外部リンク）

URL : https://www.env.go.jp/air/asbestos/full001_1.pdf 所管：厚生労働省・環境省

3-4 大防法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制

○所管部局 …環境局 環境保全部 環境対策課 大気環境係

○概要

- ・解体・改修等工事を実施するにあたって、アスベスト含有建材の有無について「事前調査」を実施する必要があります。
- ・アスベスト含有建材を除去等する際には、法令に定められた要件に基づき「届出」が必要となる場合があります。また、届出が不要なアスベスト含有建材の除去工事であっても、作業基準の遵守※が求められます。
※作業計画の作成・掲示板の設置・建材のレベルに応じた石綿飛散防止対策の実施・除去後の完了確認・実施状況の記録など。

○参考資料

◆大阪府の石綿対策（パンフレット）

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/asbestos/todokede.html>
所管：大阪府

◆建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

URL : https://www.env.go.jp/air/asbestos/full001_1.pdf 所管：厚生労働省・環境省

3-5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）による規制

○所管部局 …建築都市局 開発調整部 建築安全課 指導係

○概要

- ・一定の要件を満たす公共解体等工事を行う場合、建設リサイクル法では工事着手前までに通知をすることおよび分別解体等と再資源化等が義務付けられています。
- ・またその際には石綿の特定建設資材への付着及び石綿含有建材の有無の調査が必要となります。

○参考資料

◆建設リサイクル推進施策建築物の解体工事等における参考資料（アスベスト等）

URL : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0308/page_030804asbestos.htm 所管：国土交通省

◆堺市 建設リサイクル法

URL : https://www.city.sakai.lg.jp/benri/download/download_kigyo/mokuteki/sangyo/tochi/kensetsushido/recycle.html 所管：建築都市局 開発調整部 建築安全課

3-6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）による規制

○所管部局 …環境局 環境保全部 環境対策課 排出事業者係

○概要

- ・解体・改修等工事によって生じる「石綿含有廃棄物」及び特別管理産業廃棄物となる「廃石綿」は、廃掃法により収集・運搬・処分等の基準が定められており、それらを遵守した適正な処理が必要となります。

○参考資料

◆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のしおり（本文）

URL : [https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2176/00146983/R05shiori_hp\(1\).pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2176/00146983/R05shiori_hp(1).pdf)
所管：大阪府

◆「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」

URL : <https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/> 所管：環境省

参 考 資 料

■関係法令

大気汚染防止法	「大気汚染防止法」に基づき、特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には、石綿飛散防止対策（作業基準の遵守）が義務づけられています。また、吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材に係る作業については事前に都道府県等に届出を行う必要があります。
大阪府生活環境の保全等に関する条例	大阪府内で特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う際は、大気汚染防止法に加えて、府条例により石綿飛散防止対策が規定されています。成形板等を一定規模以上除去する場合及び大気濃度測定の義務がかかる場合、府条例に基づく届出等が必要です。
労働安全衛生法	労働安全衛生法とは、労働者の安全を確保し、労働環境の衛生状態を良好に保つことを目的とした法律です。石綿は繊維状で非常に細かく、飛散しやすい性質をもっています。また、飛散しても気づきにくい上に、悪性中皮腫や肺がんを起こす発ガン性があります。最初の石綿吸入から約40年前後の潜伏期をへて、石綿肺、石綿肺癌、悪性中皮腫、といった健康障害がおきる事が分かっています。主にこの健康被害を受けるのは、アスベストを使用する建設現場や建築物のある場所で働く労働者になります。そこで、労働者の健康被害を最小限に減らすことを目的に労働安全衛生法が定めされました。
石綿障害予防規則	石綿障害予防規則は、石綿の安全な取扱と障害予防についての基準を定めた厚生労働省令であり、労働安全衛生法に基づき定められたものになります。建築物などの解体工事に係る主な対策について石綿規則にて細かく定められています。
建築基準法	建築基準法では、建築物の所有者、管理者等は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないとされています。 また、建築物や建築設備等について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる場合には、特定行政庁は、所有者、管理者等に対して、衛生上必要な措置をとることを勧告することができる、さらに、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合に、措置をとることを命ぜることができるとされています。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	建設リサイクル法では、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。 施行規則第2条第1項第1号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前調査に関し「吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したものの有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと」と規定されています。対象建設工事の実施に当たっては、工事着手の7日前までに発注者から都道府県知事に対して分別解体等の計画等を届け出ることを義務付けたほか、対象建設工事の請負契約の締結に当たっては、解体工事に要する費用や再資源化等に要する費用を明記することを義務付けるなどの手続関係も整備されています。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、廃棄物の排出を抑制し、適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分など）方法を定め、生活環境の清潔を保持することによって、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。 石綿は、健康被害が指摘されている物質であり、建築物に耐火被覆材として壁面等に吹き付けて使用されているほか、壁、天井、床、空調設備等に断熱材又は軽量建材などとしても使用されています。今後、建築物の老朽化による解体、リフォームなどの工事の増加とともに、石綿を含有する廃棄物が多量に排出されることが予想されます。飛散性アスベスト廃棄物は、廃石綿等として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」により特別管理産業廃棄物として従来から厳しく規制されています。

■ アスベスト含有建材の種類及び製造時期

種類(施工部位)	建材の種類	製造時期
内装材 (壁・天井)	石綿含有スレートボード・フレキシブル板	1952～2004
	石綿含有スレートボード・平板	1931～2004
	石綿含有スレートボード・軟質板	1936～2004
	石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板	1971～2004
	石綿含有スレートボード・その他	1953～2004
	石綿含有スラグせっこう板	1978～2003
	石綿含有パルプセメント板	1958～2004
	石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種	1960～2004
	石綿含有ロックウール吸音天井板	1961～1987
	石綿含有せっこうボード	1970～1986
	石綿含有パーライト板	1951～1999
	石綿含有その他パネル・ボード	1966～2003
耐火間仕切り	石綿含有壁紙	1969～1991
	石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種	1960～2004
床材	石綿含有ビニル床タイル	1952～1987
	石綿含有ビニル床シート	1951～1990
	石綿含有ソフト巾木	住宅用 ほとんどなし
外装材 (外壁・軒天)	石綿含有窯業系サイディング	1960～2004
	石綿含有建材複合金属系サイディング	1975～1990
	石綿含有押出成形セメント板	1970～2004
	石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種	1960～2004
	石綿含有スレートボード・フレキシブル板	1952～2004
	石綿含有スレート波板・大波	1931～2004
	石綿含有スレート波板・小波	1918～2004
	石綿含有スレート波板・その他	1930～2004
屋根材	石綿含有住宅屋根用化粧スレート	1961～2004
	石綿含有ルーフィング	1937～1987
煙突材	石綿セメント円筒	1937～2004
設備配管	石綿セメント管	～1985
建築壁部材	石綿発泡体	1973～2001

平成26年11月国土交通省 建築物石綿含有建材調査マニュアル より

■ アスベスト含有仕上塗材・下地調整塗材の概要

塗材の種類	販売期間
建築用仕上塗材	薄塗材C（セメントリシン）
	薄塗材E（樹脂リシン）
	外装薄塗材S（溶剤リシン）
	可とう形外装薄塗材E（弾性リシン）
	防水形外装薄塗材E（単層弾性）
	内装薄塗材Si（シリカリシン）
	内装薄塗材E（じゅらく）
	内装薄塗材W（京壁・じゅらく）
	複層塗材C（セメント系吹付けタイル）
	複層塗材CE（セメント系吹付けタイル）
	複層塗材E（アクリル系吹付けタイル）
	複層塗材Si（シリカ系吹付けタイル）
	複層塗材RE（水系エポキシタイル）
	複層塗材RS（溶剤系吹付けタイル）
	防水形複層塗材E（複層弾性）
	厚塗材C（セメントスタッコ）
	厚塗材E（樹脂スタッコ）
	軽量塗材（吹付けパーライト）
建築用下地調整塗材	下地調整塗材C（セメント系フライ）
	下地調整塗材E（樹脂系フライ）

2015.8.21日本建築仕上材工業会 より

■ガスケット及びグランドパッキンに係る法令で定める禁止猶予期間

ガスケット及びグランドパッキンについては、現在使用は禁止されていますが、法令により、下表のとおり平成18年（2006年）9月1日以降も使用が認められていた時期があります。

	ガスケット (ジョイントシートガスケット 及びうず巻き形ガスケット)	グランドパッキン
非鉄金属業の用に供する施設の設備（配管を含む）の接合部分	平成19年（2007年） 9月30日	猶予なし
鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分	平成21年（2009年） 3月31日	平成21年（2009年） 3月31日
化学工業の用に供する施設の設備の接合部分	平成24年（2012年） 2月28日	平成23年（2011年） 2月28日

市有建築物等については、上記に示す部品を施設（市有建築物等）の設備（配管を含む）の接合部分に類似品として猶予された業種用部品が使用されている可能性もあることから、平成24年（2012年）3月1日までに交換した部品については注意が必要です。

【参考】L1およびL2（煙突断熱材）の点検と異常確認時の対応について

■点検ルール

アスベスト区分	状態等	点検方法	点検頻度
●L1吹付けアスベスト 吹付けアスベスト アスベスト含有吹付けロックウール アスベスト含有建材バー・キュライト吹付け材 アスベスト含有建材バー・ライト吹付け材	<p>◇通常</p> <ul style="list-style-type: none"> ・囲い込みまたは封じ込めの措置（法令基準に基づいた措置）を行っている ・天井ボード等で覆われていて囲い込み的な状態 ・露出はしているが未使用の個所（通常使用しない） <p>◇安全とは言えない状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・露出状態で対策未実施であり、関係者が稀に立入る場合がある個所、かつ吹付けアスベスト表面が安定していない状態 ・目視点検の結果、建材表面に欠損、割れ、落下等が有る場合 	目視	2回/年
●L2（煙突断熱材）	<p>◇通常</p> <p>◇安全とは言えない状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目視点検の結果、断熱材、ライニング材に欠損、割れ、落下物が有る場合 <p>【L2（煙突断熱材）の目視、空気測定の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目視 …断熱材、ライニング材の表面状態を確認 ○空気測定 …灰出し口扉の外（機械室、灰出し口扉の前）と屋外（比較のため） 	目視 + 空気測定	

■目視で異常を確認した場合

- ・空気測定を実施する
- ・施設周辺の一般大気と比較し、石綿繊維数の異常が確認された場合は対応を検討する
- ・施設の使用状況等を考慮し対処方法を検討、実施する

■L1およびL2（煙突断熱材）が崩れた場合の対処

- ・通常使用する状態で空気測定した後、専門業者による崩れた建材の清掃
→応急措置の検討→関係法令に基づく届出→対策工事実施
 - ・施設利用者は立入制限、施設管理者等限られた一部担当者のみ立入
- 【参考】

 - ・L1は既製品でなく、施工時に現場で混ぜ合わせ吹付けるもの
→L2、L3既製品に比べて耐久力が低い = 飛散しやすい
 - ・L2煙突断熱材は、通常状態で高温の排気ガス、水蒸気や頂部から太陽光、雨、風で劣化しやすい環境にある
→底部（灰出し口）の落下物や断熱材表面の状態をよく観察し、異常が見られたら対処する（除去等の対処方法を検討しておくべき）
 - ・建材がボロボロ崩れると、粉状になり飛散する（崩れた粉状の建材は何度も飛散する）
→検出する（ばく露する）原因となるため清掃が大事

様式例

(元請業者が作成及び発注者に説明する場合)

年 月 日

解体等工事に係る事前調査書面

発注者 住所

氏名 (法人にあっては名称及びその代表者の氏名)

様

住所

元請業者

氏名

(受注者)

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の3第1項に基づく石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

解体等工事の場所	(解体等工事の名称)			
解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m ²	
解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	階建	
建築物等の竣工年	昭和・平成 年			
建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ())			
	<input type="checkbox"/> その他工作物			
事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())			
調査を終了した年月日	年 月 日			
調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()			
調査の結果	特定建築材料の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有 (詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無		
	破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかつた場所			
	建築物等の階、部屋及び部位ごとの特定建築材料の使用の有無	別紙3のとおり		
事前調査の結果	設置予定年月日	年 月 日		
	設置場所	別紙 のとおり		
届出の要否	1 大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)に基づく届出 要・不要 (大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の8第1項に基づく石綿の濃度の測定計画の届出 要・不要) 2 大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の7第1項(第2項)に基づく 届出 要・不要			

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を、測定計画の提出が必要な場合別紙2を添付すること。

2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。

⑯発注者氏名 (法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名)

年 月 日

発注者へこの書面の説明を行いました。

⑰元請業者氏名 (法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名)

年 月 日

特定粉じん排出等作業の概要

特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、次項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業				
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日				
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (, m ²) 2 石綿を含有する保温材 (, m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (, m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (, m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (, m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (, m ²) 詳細は別紙3 のとおり				
特定粉じん排出等作業の方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他()				
特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由					
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり				
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり				
作業の掲示	設置予定年月日	年 月 日			
	設置場所	別紙 のとおり			
特定工事の元請業者 (施工する者)の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号				
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号				

- 備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業に該当する場合に作成すること。
 2 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業工程を明示した特定工事の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

大気中の石綿の濃度の測定計画

特定粉じん排出等作業の開始前	測定実施予定年月日	年　月　日
	測定の場所	見取図のとおり
特定粉じん排出等作業の期間中	特定粉じん排出等作業の場所 及び測定実施予定年月日	特定粉じん排出等作業の場所　： 特定粉じん排出等作業の実施期間（実作業日数）　： 年　月　日～　年　月　日（　　日） 年　月　日
		特定粉じん排出等作業の場所　： 特定粉じん排出等作業の実施期間（実作業日数）　： 年　月　日～　年　月　日（　　日） 年　月　日
		特定粉じん排出等作業の場所　： 特定粉じん排出等作業の実施期間（実作業日数）　： 年　月　日～　年　月　日（　　日） 年　月　日
	測定の場所	見取図のとおり
特定粉じん排出等作業の完了後	測定実施予定年月日	年　月　日
	測定の場所	見取図のとおり

- 備考1 「特定粉じん排出等作業の場所」には、当該特定粉じん排出等作業の場所を特定するための一連の記号を付すとともに、見取図には、特定粉じん排出等作業の場所を当該記号を使用して示すこと。
- 2 特定粉じん排出等作業の期間中の欄で、測定の対象となる特定粉じん排出等作業の場所が4箇所以上となるときは、記入欄を増加させること。また、2回以上測定を行わなければならない場合には、測定実施予定年月日をすべて記入すること。
- 3 大気中の石綿の濃度の測定の場所を示す見取図を添付すること。

事前調査結果の詳細票（枚目/枚中）

建築物等が設置された着工年月日		年 月 日	階	部屋名称	(部屋番号)						
部位	① 設計図書(改修時の設計図書も含む)、目視による調査				② 石綿の含有の状況の分析による調査				③ 石綿の使用の状況		資料番号
	建材名、製品名等	備 考	調査の方法	石綿含有	サンプリング	石綿含有	石綿の種類 (含有率)	備 考	特定建築材料の種類 (材料レベル)	使用面積	
	改修：	□設計図書等 (根拠資料の種類：) □目視 ()	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無	□有 □無	(%)		(レベル)	m ²		
	改修：	□設計図書等 (根拠資料の種類：) □目視 ()	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無	□有 □無	(%)		(レベル)	m ²		
	改修：	□設計図書等 (根拠資料の種類：) □目視 ()	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無	□有 □無	(%)		(レベル)	m ²		
	改修：	□設計図書等 (根拠資料の種類：) □目視 ()	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無	□有 □無	(%)		(レベル)	m ²		
	改修：	□設計図書等 (根拠資料の種類：) □目視 ()	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無	□有 □無	(%)		(レベル)	m ²		
	改修：	□設計図書等 (根拠資料の種類：) □目視 ()	□有 □無 □不明 □みなし	□有 □無	□有 □無	(%)		(レベル)	m ²		

1 設計図書の該当箇所、目視調査の内容、含有の状況の分析実施の際は採取箇所の図面及び分析結果など、石綿の使用・含有及び使用面積算出の根拠となる資料を添付すること。

2 設計図書等の根拠資料の種類を括弧内に記載すること。a 石綿含有建材データベース(国土交通省・経済産業省)、b メーカーの証明書・ホームページ、c JATI 協会無石綿情報、d その他(具体的に根拠資料を記載)、e 設計図書等無し

3 目視による調査についてはその内容を括弧内に記載すること。A 外観、B 商品名の印字、C JIS 番号 D その他(具体的に内容を記載)

4 備考欄には改修の着工の履歴など当該部位に係るその他情報を記載すること。

5 別紙3は必要に応じて複写し、階、部屋ごとに作成すること。

特定粉じん排出等作業完了報告書

(発注者)

年 月 日

様

(元請業者) 法人名
代表者氏名

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第18条の23に基づき報告いたします。

1. 特定粉じん排出等作業の概要

- 対象建築物の名称及び所在地

※対象建築物の名称（個人宅の場合は○○様住宅）及び所在地住所を記入する。

- 除去等作業を行った者

※元請業者が行った場合は「報告者と同じ」と記入、下請負人が行った場合は氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）を記入する。

- 作業の概要

※作業の実施期間、特定粉じん排出等作業の種類、特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、除去方法等、作業計画に記載した内容と實際に行った内容について簡潔に記入、別紙に記入してもよい。

2. 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認

- 確認年月日

※石綿含有建材の取り残しがないこと等を確認した年月日を記入する（複数日の場合は期間を記入）。

- 確認者の氏名

※確認を行った者の氏名（法人に所属している場合は氏名のほか法人名）を記入する。

- 確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等

※受講した講習実施機関の名称（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者についてはその旨）を記入する。

3. 特定粉じん排出等作業の完了

- 完了年月日

※特定粉じん排出等作業が完了した年月日を記入する。

4. 申し送り事項

- 異常時の対応

※異常があった場合の対応を記入する。

- 計画と異なる対応を行った場合はその措置内容

※計画と異なる対応を行った場合はその措置内容を記入する。

この書面の説明を受けました。
発注者氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

年 月 日